

部門別担任者会議実施要綱

（目的）

- 1 税務事務の能率的かつ民主的な運営を期するため、税務事務に従事する職員が、一体となって事務処理方式の研究改善に努力し、もって市勢に即応した税収の確保を図るとともに、事務研修を通じて、職員の資質の向上を図ることを目的とする。

（構成）

- 2 部門別担任者会議（以下「会議」という。）は、税務部及び収納対策部並びに市税事務所及び市税分室の職員をもって構成する。

（1）会議に出席する担任者は、税務部長の通知に従い、その都度担当課長が選定する。

なお、選定にあたっては、次のことに留意する。

ア 議題となる事務に精通していること。

イ 事務改善に対する見識をもっていること。

（2）会議は原則として部門別とし、部門の名称・出席人員・所属課（係）等は次による。

	税務部及び収納対策部	市税事務所及び市税分室	税務部及び収納対策部 市税事務所及び市税分室
管理部門	市民税管理課 1名	市民税課管理係及び市税分室管理担当 1名	関係課（係）及び市税分室（担当） 1名
市民税部門	市民税管理課 1名	市民税課市民税担当係及び市税分室市民税担当 1名	〃
資産税第一部門	資産税管理課 1名	資産税課土地担当係及び市税分室土地担当 1名	〃
資産税第二部門	資産税管理課 1名	資産税課家屋担当係及び市税分室家屋担当 1名	〃
資産税第三部門	資産税管理課 1名	資産税課償却資産担当 若干名	〃

収納部門	収納対策課 1 名	納税課収納担当係及び市税 分室納税担当 1 名	〃
その他部門	関係課（係） 各 1 名	関係課（係）及び市税分室（担 当） 各 1 名	〃

(3) 税務部長は、議題の内容により 2－(2)に定める所属部門、出席人員等を変更することができる。

(会議)

3 会議は、税務部長が主宰し、税務部税制課、市民税管理課、資産税管理課及び収納対策部収納対策課がこれを補助する。

(1) 会議の議長は、税務部長の命により、出席者がこれを行う。

(2) 会議は 2 か月に 1 回開催する。ただし、特別の事情があるときはこれを中止し、又は臨時に開催することができる。

(3) 税務部長は、開催通知を少なくとも会議を開催する日の 5 日前までに送付するとともに、必要と認められるものの会議資料を併せて送付する。

ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

(議題の提出)

4 議題は、原則として税制課、市民税管理課、資産税管理課及び収納対策課が提出する。

(1) 税制課、市民税管理課、資産税管理課及び収納対策課以外のもので、議題を提出しようとする場合は、所属課長の決裁を経て資料（原稿）を会議を開催する月の 15 日までに税制課、市民税管理課、資産税管理課及び収納対策課に送付する。

(2) 税務部長は、提出された議題を検討し、選択することができる。

(会議の記録及び報告)

5 税務部長は、会議の結果を記録し、事務の改善を図るとともに、必要と認められるものについては、税務監に報告する。

(その他)

6 この要綱に定めるもののほか、会議の運営について必要な事項は、税務部長が定める。

附 則

この要綱は、昭和 47 年 9 月 1 日から実施する。

附 則 一部改正（昭和 56 年 9 月 25 日川財税第 360 号）

附 則 一部改正（昭和 57 年 10 月 30 日川財税第 499 号）

附 則 一部改正（昭和61年11月 7 日川財税第451号）

附 則 一部改正（昭和61年11月21日川財税第558号）抄
（施行期日）

- 1 この改正要領は、昭和61年10月 1 日から適用する。

附 則 一部改正（昭和63年 2 月13日川財税第693号）

附 則 一部改正（平成 5 年 4 月 1 日川企税第 4 号）

附 則 一部改正（平成 8 年 8 月12日川企税第256号）

この要綱は、平成 8 年 8 月12日から施行する。

附 則 一部改正（平成 9 年 4 月 3 日川財税第 2 号）抄

- 1 この要領は、平成 9 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 一部改正（平成10年 4 月16日川財税第 1 号）抄

- 1 この要領は、平成10年 4 月 1 日から適用する。

附 則 一部改正（平成11年 4 月 6 日川財税第16号）

この要領は、平成11年 4 月 1 日から適用する。

附 則 一部改正（平成13年 4 月19日川財税第19号）抄

（適用）

- 1 この要領は、平成13年 4 月 1 日から適用する。

附 則 一部改正（平成18年 3 月31日川財税第1337号）抄

（施行期日）

- 1 この改正要領は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

（帳票に関する経過措置）

- 2 改正前の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則 一部改正（平成21年 9 月16日川財税第570号）抄

（施行期日）

- 1 この要領は、通知の日から施行する。

附 則 一部改正（平成23年 3 月31日川財税第1405号）

（施行期日）

- 1 この要領は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の要領の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則 一部改正（平成23年10月24日川財税第904号）

（施行期日）

- 1 この要領は、川崎市市税事務所条例（平成23年川崎市条例第17号）の施行の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の要領の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則 一部改正（平成28年 3 月14日川財税第1246号）

（施行期日）

- 1 この要領は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の要領の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則 一部改正（令和 5 年 3 月16日川財税第2226号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の要綱の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。